

(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

## 1. 基本方針

感染症発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

- 1 感染拡大防止措置により、社員（役員・従業員）の人命を守る
- 2 社会機能維持事業や経営インパクトの大きい事業を継続する。
- 3 継続する事業の遂行を支えるための間接業務を継続する。

## 2. 事業中断リスク

新型感染症によるパンデミック（世界的な大流行）が発生。

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 直接的影響 | ・3密防止による生産性低下<br>・感染者発生による自社施設の一時的閉鎖 |
| 間接的影響 | ・サプライチェーン<br>・緊急事態宣言発令等による需要の減少      |

## 3. 対応責任者

|                            |                                     |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 統括責任者                      | 全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。              |
| 〇〇〇〇 社長（代行者 ① 〇〇専務、② 〇〇常務） |                                     |
| 本社機能維持担当                   | 安否確認や感染症防止策の実施等、本社機能の維持に関する実務を指揮する。 |
| 総務部 〇〇〇〇 部長（代行者 総務部 〇〇 次長） |                                     |
| 事業継続担当                     | 事業の継続に関する実務を指揮する。                   |
| 製造部 〇〇〇〇 部長（代行者 製造部 〇〇 次長） |                                     |

## 4. 優先事業（目標レベルは6章）

|                     |  |
|---------------------|--|
| 社会機能維持事業            | 該当なし   |
| 経営インパクトの大きい事業       | 最重要顧客A社への製品Xの供給                                |
| 経営（業務環境）を支える間接部門の業務 | ・対策本部関係<br>・人事・健康管理<br>・経理（会計・支払）<br>・情報システム管理 |

## 5. 感染拡大防止対策

※(経団連)「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく対策

### ①従業員の健康管理

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 出勤前<br>自宅待機・療養 | 体調確認、検温を実施、報告させる。                 |
| 勤務中            | 体調が悪くなった場合、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。 |

### ③感染防止策

|        |       |          | 本社・事務所  | 工場  |
|--------|-------|----------|---|---|
| 飛沫感染防止 | 3密の回避 | 身体距離の確保  | 座席を可能な限り対角に配置する／横並びにする。会議やイベントはオンラインで行う。一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースを追加する又は休憩時間をずらす。 | 製造工程でも出来る限り2メートルを目安に一定距離を保てるよう、人員配置を行う。   |
|        |       | 換気の徹底    | 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。  | 工場の窓が開く場合、1時間に2回以上換気する建物全体や個別の作業スペースでも換気に努める。                                       |
|        |       | 施設内混雑の緩和 | 対面の社外の会議やイベントなどについては、最小人数とし、マスクを着用する。   | シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用するなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。                             |
| 接触感染防止 | 飛沫防護  | 清掃・消毒    | 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。手指消毒液を配置する。共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。                       | 作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。 |
|        |       | 接触の回避    | 他人と共用する物品や手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にする。名刺交換はオンラインで行う。  | 工程ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が必要以上に担当区域と他の区域の間を往來しないようにする。                                 |

### ②勤務体制

|      |                           |            |
|------|---------------------------|------------|
| 勤務体制 | テレワークを実施<br>出勤率を5割程度に抑制   |            |
| 通勤手段 | 自家用車など公共交通機関を使わない通勤を推奨する。 |            |
| 出張   | 国内                        | 不要不急の出張を自粛 |
|      | 国外                        | 原則禁止       |

## 6. 発生段階別の業務目標レベル

| 発生段階                                | 海外発生期    | 国内発生早期   | 国内感染期                         | 小康期      |
|-------------------------------------|----------|----------|-------------------------------|----------|
| ①社会機能維持事業（常に継続が求められる）               | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続                      | 通常レベルで継続 |
| ②経営インパクトの大きい事業（短期間であれば縮小・休止もやむをえない） | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続 | 社会状況により縮小・休止                  | 通常レベルで継続 |
| ③経営（業務環境）を支える間接部門の業務（必要な範囲で継続）      | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続 | 必要な業務に限定して継続                  | 通常レベルで継続 |
| ④その他の事業                             | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続 | 状況により縮小（他の重要事業にリソースを提供する場合など） | 通常レベルで継続 |

## 7. 事業継続戦略（リスクへの対応）

### (1)作業空間の3密を避けるための戦略

| 3密となりやすい作業場所 | リスク回避戦略   | リスク低減戦略                                       |
|--------------|---|---|
| 執務フロアX       | 全体を2交替制にして、交互に在宅勤務を実施する。  | (在宅勤務ができない場合)勤務中のマスク着用を徹底                     |
| 会議室          | 2m間隔を確保するため、イスを半分に減らす。  | 入室時のアルコール消毒、アクリル板の設置、使用後のテーブル・ドアノブのアルコール消毒を徹底 |
| A工場〇〇工程      | 対策なし  | 勤務中のマスク着用を徹底                                  |
| B工場□□工程      | 2m間隔を確保するため、人員及びラインでの生産量を半減させる。重要度の低い××製品の生産停止、そのラインで必要な生産量を確保する。 | 勤務中のマスク着用を徹底                                  |

### (2)サプライチェーン問題（既定の調達先からの供給停止）への対応戦略

| 供給停止の可能性のある部品        | 保有在庫での対応                 | 代替調達先の確保による対応                                   |
|----------------------|--------------------------|---|
| 〇〇製品の部品X（海外〇〇国からの輸入） | 不可                       | 代替部品X2を別の業者から調達して対応する。                          |
| 〇〇製品の部品Y（海外〇〇国からの輸入） | 不可                       | 1社に依存する部品のため、代替先を確保することは困難。類似の部品を調整して代替できないか検討。 |
| △△製品の部品P（海外〇〇国からの輸入） | 十分な流通在庫量があるため、1ヶ月程度は凌げる。 | 不要  |

### (3)需要量減少への対応戦略

| 需要量減少の可能性のある製品 | 余剰となる生産設備を活かした新しい製品の製造 | 余剰となる人員でできる製品・サービスの供給 |
|----------------|------------------------|-----------------------|
| 〇〇社向け製品X       | 不織布マスクの製造              | インターネット販売             |
| 〇〇社向け製品Y       | フェイスシールドの製造            | 〇〇〇〇事業                |

## 8. 事前準備

| (1)3密回避          |                  | (2)サプライチェーン問題         |                  | (3)需要量減少                 |                  |
|------------------|------------------|-----------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| チェック             | できていない場合         | チェック                  | できていない場合         | チェック                     | できていない場合         |
| テレワーク環境の整備       | 20XX年XX月末までに対応する | 代替部品X2の調達先を確保         | 20XX年XX月末までに対応する | 不織布マスクの製造計画を策定           | 20XX年XX月末までに対応する |
| 入場時の検温のための体温計の購入 | 20XX年XX月末までに対応する | 〇〇製品の部品Yの類似の部品の調達先を検討 | 20XX年XX月末までに対応する | 不織布マスクのインターネット販売サイト設立の準備 | 20XX年XX月末までに対応する |
| アルコール消毒液の追加購入    | 20XX年XX月末までに対応する |                       | までに対応する          | フェイスシールドの製造計画を策定         | 20XX年XX月末までに対応する |
|                  | までに対応する          |                       | までに対応する          |                          | までに対応する          |
|                  | までに対応する          |                       |                  |                          |                  |

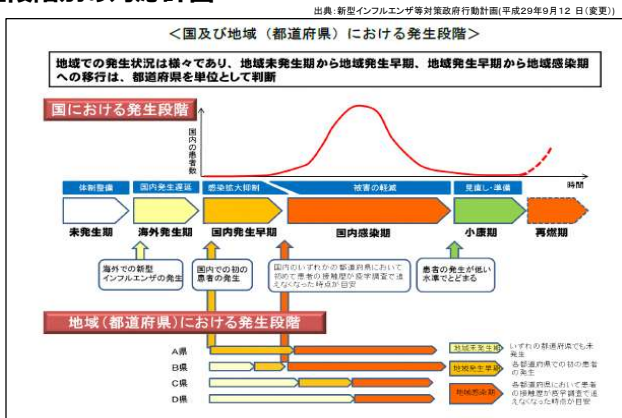
(解説) 滋賀県版 B C P 策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

## I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

### 1. 政府の対応方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 2. 発生段階別の対応計画



### 3. 企業への影響（事業中断の要因）

- ① 3密防止による生産性低下⇒「Ⅱ. リスク分析 1.」にて自社への影響を確認  
企業内における感染拡大防止対策により、従業員の安全を図るため、3密（密集、密接、密閉）となりやすい職場では、最低1m、可能ならば2mの間隔をあけるよう作業環境を見直すよう要請された。在宅勤務、交替制、配置する要員の削減などにより、業種によっては大きく生産性が低下することがあった。
- ② サプライチェーン問題⇒「Ⅱ. リスク分析 2.」にて自社への影響を確認  
産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは高度化・複雑化しており、新型コロナウイルス発生による海外の都市封鎖により、海外からの部品の調達が停止する事態が発生した。
- ③ 需要の減少⇒「Ⅱ. リスク分析 3.」にて自社への影響を確認  
各国政府は、人が移動することが感染を拡大させるため、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や移動を制限した。また人が密集する環境を避けるため、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の使用を制限した。これらにより経済活動は停滞し、影響を受けやすい製品・サービスの需要が減少した。
- ④ 感染者発生による一時閉鎖⇒「Ⅲ. 3.」にて自社への影響を確認  
社内で感染者が発生し、保健所や医療機関の指導の下、発生した職場の消毒などにより一時的に事業所を閉鎖し、業務停止が余儀なくされた。

## Ⅱ. リスク分析

感染拡大期に、「3密（密集・密接・密閉）」、「生産拠点及び調達」、「需要減少の可能性」の観点から、実施が困難な業務の洗い出しを検討します。

### 1. 3密（密集・密接・密閉）となりやすい場所

主管部門、3密となりやすい場所、3密となりやすい時間帯を記入してください。

| 主管部門    | 3密となりやすい場所   | 3密となりやすい時間帯 |
|---------|--------------|-------------|
| 総務部     | 事業所入り口       | 通勤時間        |
| 総務部、営業部 | 社内会議室（各階）    | 勤務時間        |
| 資材部     | 本社1階 業者対応ブース | 午前中         |
| 製造部     | A工場1階○○工程フロア | 勤務時間        |
|         |              |             |

### 2. サプライチェーン問題

製品、生産拠点、調達先を記入してください（特に海外での生産、調達がある場合は記入する）。

| 製品        | 生産拠点     | 調達先        |
|-----------|----------|------------|
| A社向け○○    | 国内○○県○○市 | 国内企業のみ     |
| B社向け□□    | 国内○○県○○市 | 国内および海外△△国 |
| 一般消費者向け□□ | 海外△△国○○州 | 国内および海外△△国 |

### 3. 需要減少の可能性のある事業

需要減少の可能性のある事業と考えられる要因を記入してください。

| 事業     | 考えられる要因    |
|--------|------------|
| P社向け□□ | 自動車業界の業績不振 |

## Ⅲ. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応（令和3年3月現在）

事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則となります。事業所として想定される対応は以下のとおりです。

### 1. 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておく。
- 保健所調査に協力し、接触者に関する情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等）をリストにまとめるなどして整理し、保健所に提供する。

### 2. 濃厚接触者の健康観察

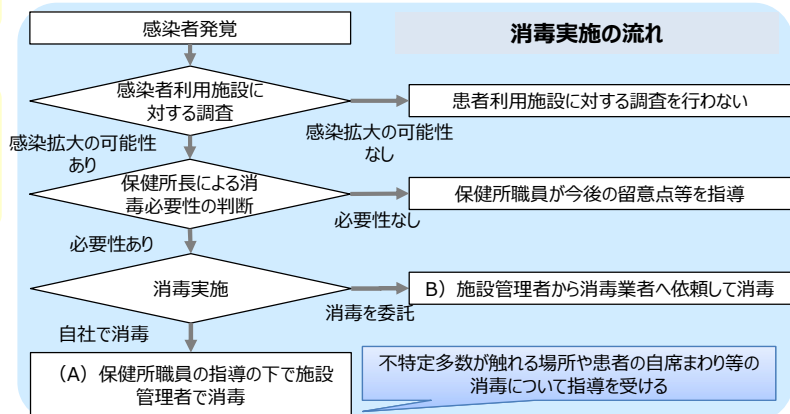
- 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機（不要不急の外出自粛）と健康観察が求められる。
- 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施するが、職場としても感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録する。

#### ＜健康観察の方法＞

- 発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
  - 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。
  - 必要に応じて、事業所から管轄の保健所に連絡する。
- ※相談先・受診先に迷った場合は、受診・相談センターに連絡する。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/314835.html>

### 3. 消毒の実施

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対して調査が実施される。保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合、事業者は、(A) 保健所職員の指導の下で施設管理者で消毒、もしくは (B) 施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、のどちらかを実施する必要がある。



## Ⅳ. 参考資料

|   |   |
|---|---|
| ① 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインー覧」：業種ごとに感染拡大予防策を紹介<br><a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a> | ② 内閣官房新型コロナウイルス等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」：政府行動計画を踏まえた具体的な対策を紹介<br><a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf</a> |
| ③ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」<br><a href="https://stopcovid19.pref.shiga.jp/">https://stopcovid19.pref.shiga.jp/</a>   | ④ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度」<br><a href="https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01">https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01</a>  |